|  |  |
| --- | --- |
| 労働組合名 | ＪＲ連合大阪府協 |

**１．統一要求方針**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 賃上げ要求方針 | | | 職場環境改善の取り組み（働き方改革等） |
| 月　例　賃　金　等 | （ＪＲ各単組、グループ共通）  【正規雇用労働者】  　１　定期昇給およびベースアップ等の賃金改善原資として、月例賃金総額18,000円（月例賃金総額の  6％）以上の引き上げ  （1）定期昇給  　①定期昇給制度が確立されている単組  　　・年度初における定期昇給の完全実施を求める。  ・定期昇給額が僅少である場合は、制度改善を併せて要求  　②定期昇給制度が確立されていない単組  　　・定期昇給制度の確立  ・定期昇給相当分として6,000円（月例賃金総額の2％）の確実な確保を要求  　　（2）ベースアップ  ・統一ベア要求は12,000円（月例賃金の4％）以上とする。  ・各単組は、産業内格差是正等の観点から積極的な上積みを検討するなど、それぞれの実態に  応じて要求額を設定する。  　２　要求方式は、平均賃上げ方式と個別賃上げ方式の併用とする。  　３　総合生活改善要求として、手当偏重型の賃金制度改善、柔軟な働き方の推進、女性活躍推進、格差  　　　是正などの観点から、単組の実情に応じて要求を設定する。  【有期・短時間・契約等労働者】  １　企業内のすべての労働者を対象とした企業内最低賃金協定の締結をめざす。  　　　締結水準は、「時給1,250円以上」とする。  　２　「働きの価値に見合った水準」に引き上げていくため、昇給ルールの導入に取り組む。  　　　なお、昇給ルールが確立されている場合は、その昇給分を確保した上で、「働きの価値に見合った  　　　水準」を追求する。  　３　月給制の労働者の賃金については、正規雇用労働者との均等待遇の観点から改善を求める。 | | １　ワーク・ライフ・バランスの実現に関する取り組み  　ア　総実労働時間の縮減・時間外労働の削減（長時間労働の是正）  　　ⅰ)　年間総実労働時間1,800時間をめざす。  ⅱ)　時間外労働に対する割増率について、法定割増賃金率からの引き上げを求める。  ⅲ)　勤務間インターバル制度（原則11時間）の導入について、職場の実態を踏まえた労使協議を進める。  ⅳ)　労働者の健康確保の観点から、労使協議を通じて、すべての労働者の実労働時間を客観的な方法で把握する仕組  　　 みの導入や、労働時間把握の適正な運用を確認するルールの策定、月45時間を超え、かつ疲労が蓄積した労働  者に対する医師による面接指導の実施に取り組む。  イ　年次有給休暇の取得促進  　ⅰ)　新規採用時の年次付与日数15日以上を実現する。  ⅱ)　半日休暇制度の使用回数制限、使用事由の撤廃を実現する。  　　ⅲ） 時間単位年休制度の導入を推進する。  ⅳ)　職場ごとに各労働者の年休の日数や取得状況等を把握し、適正な要員措置等、取得促進に向けて取り組む。  ウ　育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備  　ⅰ)　育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、短時間勤務、所定外労働の免除の申し出や取得による人事考課  　　 上の不利益取り扱いを禁止するとともに、昇給における育児・介護休業期間除外規定および昇進・昇格における  欠格条項の撤廃を求める。　等  　エ　高年齢者雇用に関する取り組み  　　ⅰ)　55歳以降の基本給調整率の撤廃をはじめとした大幅な賃金ダウンの解消を図る。  　　ⅱ） 生涯獲得賃金のさらなる引き上げを目的とした退職手当の改善に取り組み、第二基本給の縮小・廃止をはじめと  する要求を行う。  　　ⅲ） 60歳以降の雇用および処遇は、希望者全員がやりがいを持ち、健康で安心・安全に働くことができる環境を整備  するため、高年齢者雇用継続給付の給付率引き下げ(15％→10％)が2025年4月に迫っていることをふまえ取り  組む。等  　オ　ジェンダー平等・多様性の推進に関する取り組み  　　ⅰ)　多様性が尊重される社会の実現に向けて、性別をはじめ年齢、国籍、障がいの有無、就労形態など、様々な人々  　　　　 がお互いを認め合い、やりがいを持って、ともに働き続けられる職場を実現するため、あらゆるハラスメント対  　　　　 策や差別禁止に取り組む。  ２　上記のほか、「有期・短時間・契約等労働者に関する事項」、「ワークルールに関する事項」に取り組む。 |
| 一時金関連 | 春闘交渉時 | 単組ごとに設定 |
| 季別交渉時 | 単組ごとに設定 |

２．要求・回答・統一行動等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交渉時期 | 要求日 | 回答日（統一交渉日程含む） | 統一行動等 |
| 春闘時 | （JR各単組）　2月13日まで  （グループ労組）　2月14日から2月28日までの間 | （JR各単組）　 連合が設定した先行組合回答ゾーン（3月10日～14日）  （グループ労組）連合が設定した3月月内決着回答ゾーン（3月15日～31  日）、妥結は原則年度内、遅くとも4月中決着をめざす。 | 2月13日　ＪＲグループ労組連絡会「2025春闘総決起集会」 |
| 夏季 | 単組ごとに設定 | 単組ごとに設定 | 単組ごとに設定 |
| 年末 | 単組ごとに設定 | 単組ごとに設定 | 単組ごとに設定 |

※本表は、大阪府が設定した項目に基づき、作成したものです。従って、各産別等の統一要求方針の全てを記載しているものではありません。また、文言等は主旨の変わらない範囲で編集しています。

※季別（夏季・年末）交渉時の統一要求方針及び要求・回答・統一行動等は、一時金関連のみ記載しています。